



伊予市プレミアム付飲食券発行事業

ますます、
いよし。

食べトク券



伊予市PR
キャラクター
あじの五勇士

取扱店舗募集中!!

新型コロナウイルス感染症等の影響により、売り上げが大きく減少している
市内飲食店を支援するため、飲食に使用できるプレミアム付飲食券を発行します。

令和2年

募集
期間

10/2(金) ▶ 10/15(木)

- 発行額：総額1,300万円（プレミアム率30%）
- 発行内容：総数2,000セット（1セット500円券×13枚=6,500円）
- 販売価格：1セット5,000円で販売
- 購入限度：1人4セットまで
- 利用期間：令和2年11月7日(土)～令和3年2月28日(日)

ますます、いよし。



伊予市
えひめ

以下の①～⑤に該当する飲食店

- ① 伊予市内に所在し、飲食スペースを持つ固定施設による店舗がある者（ホテル、旅館等で飲食サービスを提供する事業者を含む）。
- ② 食品衛生法第52条の規定による「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること。
- ③ 業界団体が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じていること。
- ④ 愛媛県暴力団排除推進条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第1項第1号及び第2号に該当しないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める次の店舗・施設でないこと（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど。性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの）

参加資格

（対象外一例）

社員食堂や学生食堂など利用者が限定される店舗
コンビニエンスストアのイトインコーナー
ショッピングセンター及びスーパーマーケットの直営の店舗 等

店舗所在地の商工会議所または商工会で登録手続きを行っています。
商工会議所または商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書」・「誓約書」に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。また申請時には、次のものが必要となります。

申込方法

- 申請者の印鑑
（あらかじめ「取扱店舗登録申請書」・「誓約書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。）
- 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」の写し
- 通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類
（入金指定口座となります。）

換金方法

換金手数料は無料とします。
商工会議所または商工会へ使用済み飲食券・換金申請書・取扱店舗登録証をご持参ください。
詳細はホームページに掲載している募集要項をご覧ください。

問合せ先

■ ホームページ

<http://www.iyocci.jp/tabetoku.html>

■ 伊予商工会議所

〒799-3111 伊予市下吾川1512番地6 TEL 089-982-0334

■ 双海中山商工会（本所）

〒791-3205 伊予市中山町中山丑285-1 TEL 089-967-0197

■ 双海中山商工会（支所）

〒799-3202 伊予市双海町上灘甲5821-6 TEL 089-986-1231